

小川富也税理士事務所だより

編集発行人
税理士・行政書士
小川 富也
〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882



**全国公示地価は5年連続上昇
地方圏は28年ぶりにプラス**

国土交通省が発表した2020年1月1日時点の公示地価は、商業・工業・住宅の全用途平均（全国）が1・4%のプラスと5年連続で上昇した。札幌など中核4市を除く地方圏も0・1%上昇と28年ぶりにプラスに転換した。

住宅地は1996年以来的の下落から横ばいに転じるなど、地方圏の地価の回復が明確に

なった。

都市部の再開発や訪日客の増加が地価をけん引する構図だが、駅前再開発が進む県庁所在地などで地価が上昇しても、過疎地などを抱える周辺の自治体では地価の下落が続くといったパターンが多い。地価調査が行われたのは、

新型コロナウイルスの問題が起ころ前であるため、コロナウィルスが長引くと、今後の土地価格にも影響を及ぼす可能性がある。

事業承継補助金の公募受付 新たな取り組みなど補助

中小企業庁は「事業承継補助金」の申請を5月29日まで受け付けている。

事業承継補助金とは、事業承継を契機に経営革新や事業転換など、新たな取り組みをする承継者を対象とした補助制度。

事業承継補助金には、I型「後継者承継支援型」とII型「事業再編・事業統合支援型」の2種類がある。

「後継者承継支援型」の対象者は「2017年4月1日から補助事業期間完了日（最長2020年12月31日）までに事業承継を行った、または行う」者。「事業再編・事業統合支援型」の対象者は、同期間中に「事業再編・事業統合を行った、または行う」者。申請要領など詳細は、中小企業庁のHPを参照。

<https://www.chusho.meti.go.jp/zainnu/shoukei/2020/2003/31shoukei.html>

雇用調整助成金を引上げ 非正規労働者も対象に

厚生労働省は、雇用の維持に向け、一時的な休業などで従業員の雇用維持を図る企業に対し、休業手当などの一部を助成する雇用調整助成金を拡充する。

4月から6月末までを「緊急対応期間」として、助成率を

◇中小企業では現在の3分の2から5分の4

◇大企業では2分の1から3分の2にそれぞれ引き上げる。

対象は、通常、雇用保険に6か月以上加入していることが条件となるが、今回はこの条件を撤廃し、加入期間が短い新入社員や、雇用保険に入っていないパートなどの非正規労働者も対象とする。

緊急事態宣言



改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づき、政府が発令する宣言。事業者には施設の利用の制限を求めたり、対象地域の都道府県知事が住民に外出の自粛を要請する法的根拠となる。

医療施設をつくる土地や家屋は所有者の同意なく収用できるほか、事業者には医薬品や食品など必要な物資の保管を命じることができるといえる。

緊急事態宣言は強制力のある措置は限られ、要請や指示には罰金や罰則はない。欧米の外出禁止命令のような権限がないため、実効性は要請に基づく事業者や住民の自発的な対応に委ねられる。現行法では、道路の封鎖などによる事実上のロックダウン（都市封鎖）はできない。



新型コロナウイルス 従業員が感染したら —休業手当と情報公開

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、従業員が感染する企業も増加しています。もしも従業員が新型コロナウイルスに感染した場合、企業としてはどのように対応すべきでしょうか。そこで今回は従業員が感染した場合の企業の対応について取り上げます。

労働契約法では、一般に企業は従業員への安全配慮義務を負っており、感染予防のために必要な措置をとらなければなりません。

具体的には、感染者が確認されれば、保健所と連携して感染経路や接触者の範囲を確認し、消毒や同じ職

- ◇感染した従業員を休ませた場合
休業手当を支払う必要なし
 - ◇会社の判断で従業員を休ませた場合
休業手当を支払う必要がある。
※感染者と濃厚接触のある従業員は安全配慮義務の観点から休ませた方がよい
- 休業手当 = 平均賃金の100分の60以上

場の従業員の安全確保に必要な対応をとる必要があります。

新型コロナウイルス感染症は、国が定める指定感染症と認定されました。これにより、従業員が新型コロナウイルスに感染していることが確認された場合は、感染症法に基づき、都道府県知事は、就業制限や入院勧告等を行うことができます。

保健所は、感染症法に基づき、情報収集のために関係者に対して調査することができ、会社にはこの段階で保健所から連絡が入ることになります。保健所から連絡が入った場合は、可能な限り調査に協力して対応を相談してください。

保健所から連絡が入る前に、本人からの連絡等で感染者の発生が判明することもあります。この場合も、

会社は速かに保健所に連絡して指示を受け、対応を相談してください。

企業は、保健所による詳細な調査を受け、管理者に対するヒアリング、消毒作業などが行われます。感染者の隔離・治療、濃厚接触者の特定と対処（自宅待機など）についても、保健所による事実認定と指示に基づいて対応する必要があります。

■従業員が新型コロナウイルスに感染したため休業させる場合■

新型コロナウイルスに感染しており、都道府県知事が行う就業制限により労働者が休業する場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当しないと考えられるので、休業手当（平均賃金の100分の60以上）を支払う必要はありません。

■従業員に発熱などの症状があるため休業させる場合■

新型コロナウイルスかどうか分からない時点で、発熱などの症状があるため労働者が自主的に休む場合は、通常の病欠と同様に扱います。

一方、例えば熱が37.5度以上あることなど一定の症状があることをもって労働者を休ませる措置をとる場合のように、使用者の自主的な判断で休業させる場合は、一般的には

「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。

■社員が感染した場合の情報公開■

従業員の感染が発覚した場合、企業は、この内容を公表する必要があるかについては、特に法的ルールがあるわけではないため、ケース・バイ・ケースで判断するしかありません。

ただ、感染した従業員がどのような業務に就いていたのかを考慮する必要があります。不特定多数の人に接する業務をしていた場合には、不特定多数に感染を拡大させてしまっているリスクが生じる以上、注意喚起という意味でも社外に公表する必要があります。実際、多くの企業が公衆衛生の観点から従業員の感染をホームページ等で公表しています。感染者のプライバシーや個人情報保護への十分な配慮が必要です。公表することで無用な混乱を招くことは避けなければなりません。そのため、感染経路が判明しているのであればそれを、また、濃厚接触をしている可能性がある人物がどの程度いるかなどの調査状況、拡散防止のためにどのような対策を取っているかなどは、併せて公表すべきでしょう。



大幅収入減で納税猶予 資金繰り対策も拡充

■政府の緊急経済対策が決定■

政府は新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急経済対策を決定しました。今回の緊急経済対策には、深刻な影響を受けている企業に対する法人税や消費税の納税猶予、資金繰り対策の拡充などが盛り込まれました。そこで今回は緊急経済対策の概要を取り上げます。

■法人税や消費税の納税猶予■

売り上げが大幅に減少した中小企業やフリーランスを含む個人事業主に対し、法人税や消費税、所得税などの納付を1年間猶予します。対象となるのは、今年2月以降の

○納税の猶予○

- ・収入が前年同期比で20%以上減少した企業や個人事業主が対象
- ・法人税、消費税などの納税を1年間猶予

○固定資産税の減免

- ・収入が3か月間で前年同期比で30%以上減少したら半額
- ・収入が3か月間で前年同期比で50%以上減少したら全額免除

1か月以上にわたり、売り上げが前年同月比で20%以上減少するなどした場合です。

通常、納税や徴収を猶予する場合は、原則として、担保の提供が必要で、延滞税や延滞金も課されますが、今回は特例として、いずれも免除します。

■固定資産税の減免■

売り上げの減少が続く中小企業や個人事業主は、設備や建物にかかる固定資産税や都市計画税を、来年度(令和3年度)に課税される1年分に限って減免します。

今年2月から10月までのうち、3か月間の売上高の減少幅が前年同期比で、30%以上50%未満の場合は半額、50%以上減少している場合は全

額を免除します。

■資金繰り対策■

企業の資金繰り支援では、業績が悪化している中小企業などを支援するため、融資や保証などの枠を、これまでの対策の1兆6000億円から、45兆円程度に拡大しました。

売り上げが減少した中小企業などを対象に日本政策金融公庫などが3月から実施している融資制度では、14兆円程度の融資枠を確保します。

◇売り上げが5%以上減少した中小企業やフリーランスを含む個人事業主を対象に、金利を一律0・9%引き下げ、今後3年間は0%台の金利で融資を受けられます。

◇売り上げが15%から20%減少するなどより厳しい経営状況の企業には利子にあたる金額を国が補填し、信用力や担保にかかわらず、実質的に無利子で借りられるようになっていきます。

◇持続化給付金◇

持続化給付金とは、新型コロナウイルスの影響を受けている中小企業・個人事業主(フリーランス)に対し、返済不要の給付金(現金)を支給するというものです。

売上高が前年より50%以上減ったことを条件に、中小企業には最大2

00万円、個人事業主(フリーランス)には最大100万円が支給されます。

業種を問わず、中小企業や個人事業主、各種法人などの活用を想定。

1月以降の売り上げが前年同月比50%以上減少していることが証明できれば、減少分の最大12ヶ月分を上限に支給します。収入は確定申告書の写しなどを活用して確認することが検討されています。

迅速に給付を行うため、電子申請を用いる予定です。ただし、電子申請を行うことが困難な方についても、例えば全国の商工会議所に受付窓口を開設して対面で対応するなど、代替手段を確保する予定です。

持続化給付金は、令和2年度補正予算案の成立を前提としているため、申請開始の日時、申請期間などの詳細については、補正予算案の成立後、速やかに中小企業庁ホームページで公表される予定です。

持続化給付金に関するお問い合わせ先に、下記の窓口があります。

【中小企業庁 金融・給付金相談窓口】
電話：03-3501-1544
受付時間：平日・休日

9時00分～17時00分



オープンイノベーション税制など 令和2年度税制改正関連法が成立

令和2年度税制改正関連法案が、3月27日の参院本会議で可決し、年度内に成立しました。

本年度税制改正の特徴は、投資による経済成長を促す措置や、社会の構造変化を踏まえた制度の見直しなどが盛り込まれている点です。

主な改正内容は以下の通りです。全体像を把握しておきましょう。

個人所得課税

未婚のひとり親に対する税制上の措置として、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」(控除額35万円)が適用されます。

また、NISA制度(少額投資非課税制度)の見直し・延長では、つみたてNISAを5年延長し、一般NISAは投資枠と積立枠の「2階建て」の新制度に移行した上で5年延長されます。

なお、ジュニアNISAは、現行の適用期限(令和5年末)をもって終了します。

資産課税

空き地の活用促進を図るため、低未利用地の譲渡(親族間譲渡は除く)をした場合には、譲渡所得の金額から100万円を控除できる制度が創設されました。

なお、増加している所有者不明土地に係る固定資産税の課題へ対応するため、土地の「使用者」を所有者とみなして、各自自治体が固定資産税を課すことができることとされます。

法人課税

大企業の内部留保をベンチャー企業への投資に回し、事業革新につながるオープンイノベーションを促進するため、一定のベンチャー企業に対して1億円以上(中小企業の場合は1000万円以上)出資した場合、出資額の25%を所得控除できる制度が創設されました。

また、連結納税制度について、企業グループ全体を一つの納税単位とする「連結納税制度」から、企業グループ内の各法人を納税単位としつつ、損益通算等の調整を行う「グループ通算制度」に移行されます。

5月の税務と労務

一 税 務

- ★特別農業所得者の承認申請
申請期限…5月15日
- ★個人の道府県民税・市町村民税の特別徴収税額の通知
(1)通知方法…特別徴収義務者経由、納税義務者へ通知
(2)通知期限…6月1日
- ★自動車税の納付
(1)賦課期日…4月1日
(2)納期限…5月中において都道府県の条例で定める日
- ★鉦区税の納付
(1)賦課期日…4月1日
(2)納期限…5月中において都道府県の条例で定める日
- ★4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…5月11日
- ★3月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
申告期限…6月1日
- ★3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…6月1日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 申告期限…6月1日
- ★9月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
申告期限…6月1日
- ★消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税) 申告期限…6月1日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2ヵ月分、個人事業者は3ヵ月分)(消費税・地方消費税) 申告期限…6月1日
- ★確定申告税額の延納届出による延納税額の納付
納期限…6月1日

一 労 務

- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限…6月1日

新型コロナウイルスの影響で未曾有の経済危機が到来しています。この逆境に対応するとともに、それを乗り越えるために、今だからこそできることを考え、それに取り組んでいくことが大切です。▼京セラの創業者で、JALを立て直した稲盛和夫氏は、経済危機を乗り越える心構えとして、「不況は成長のチャンス」「高収益であれ」「全員営業」「新製品の開発」「原価の引き下げ」「高い生産性の維持」「良好な人間関係を築く」の7つのキーワードをあげてい

ピンチは成長のチャンス

ます。こうしたことは、普段から考えているかもしれませんが。しかし、そうは言っても日常業務に追われる中、これらを進めることは簡単ではありません。▼先行きが不透明な中、「見えない敵」と戦うことは、大きなストレスです。しかし、そこで思考停止してしまえば、何も始まりません。だからこそ、この時期に創意工夫を凝らして、組織としても、財務体制としても筋肉質にしていく。そういうチャンスだと思って明るく前向きにチャレンジしていききたいものです。